

告示第 18 号

がん検診推進事業実施要綱（平成 22 年告示第 36 号）の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 27 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

別表子宮頸がん検診(女性のみ)の項中「30 歳」の次に「、35 歳、40 歳、45 歳、50 歳、55 歳」を加える。